

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第一項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側一雄

租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附 則（平成十八年国土交通省告示第四百六十三号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十三号）

この告示は、平成二十五年六月一日から施行する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第五項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子一義

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該住宅耐震改修の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同号に定める耐震改修工事限度額を超える場合には、当該耐震改修工事限度額）及び当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同項第二号に定める耐震改修工事限度額を超える場合には、当該耐震改修工事限度額）とする。

**（令和2年1月1日以降工事完了した場合用）**

木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万五千四百円	当該家屋の建築面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の壁に係る耐震改修	二万二千五百円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	一万九千三百円	当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	三万三千元	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万五千五百円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	二百六十七万千円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	二十五万九千円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)

附 則（平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十八号）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百六十四号）

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 個人が、令和二年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

## 平成18年 国土交通省告示第464号

耐震

所得税

投資型

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第四項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側一雄

租税特別措置法施行規則第十九条の十一の二第一項に規定する地方公共団体の長の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類及び同条第二項各号に掲げる者の国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受けようとする個人の居住の用に供する家屋が同項に規定する住宅耐震改修をした家屋であること及び当該住宅耐震改修の同項に規定する耐震改修標準的費用額を、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書式より証する書式とする。

一 当該家屋の所在地の地方公共団体の長 別表の書式

二 建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人 昭和三十二年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式

附 則（平成十八年国土交通省告示第四百六十四号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年国土交通省告示第三百八十八号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する

附 則（平成二十三年国土交通省告示第六百九十七号）

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第三百三十一号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十四号）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年国土交通省告示第五百八十八号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第二百八十一号）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 個人が平成二十九年四月一日前に所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

※増改築等工事証明書本体はP.19をご覧ください。

別表

## 住宅耐震改修証明申請書

申請者 住所  
電話  
氏名 印  
家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日  
年 月 日

イ 上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること		
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円	
	(ロ) 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無	
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	(ハ) (イ)から(ロ)を差し引いた金額	円	
	(ニ) 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	円	
	(ホ) (ハ)又は(ニ)のうちいずれか少ない金額	円	

ロ 上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

## 住宅耐震改修証明書

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったこと又は上記家屋において地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことについて証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

証明を行った地方公共 団体の長	印
--------------------	---

(用紙 日本産業規格 A4)

## 備考

- 1 住宅耐震改修証明申請書の{ }の中にはイ又はロのいずれについて証明を申請するかに応じ、該当する記号を○で囲むこと。（イ及びロの両方について証明を申請する場合は両方の記号を○で囲むこと。）
- 2 イの表中（2）（イ）の欄は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示（平成21年国土交通省告示第383号）に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）を記載すること。
- 3 イの表中（2）（ロ）「当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。  
「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 4 イの表中（2）（ニ）の欄は、租税特別措置法第41条の19の2第2項の規定に基づく当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額を記載すること。

平成18年 国土交通省告示第465号

耐震

固定資産税

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第二十五項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側一雄

地方税法施行令附則第十二条第十九項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附則（平成十八年国土交通省告示第四百六十五号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年国土交通省告示第二百七十三号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年国土交通省告示第二百八十二号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成三十年国土交通省告示第五百五十二号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年国土交通省告示第四百八十七号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成18年 国土交通省告示第466号

耐震

長期優良

固定資産税

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側一雄

1 地方税法施行規則附則第七条第六項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一 昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第十九項に規定する基準に適合するものであることを、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書式により証する書類

イ 当該住宅の所在地を管轄する地方公共団体の長 平成十八年国土交通省告示第四百六十四号別表の書式

ロ 建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。次項において同じ。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関（次項において単に「指定確認検査機関」という。）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（次項において単に「登録住宅性能評価機関」という。）又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（次項において単に「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。） 昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式

二 昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅であって、耐震改修が行われたものについて交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2 | 1の1 | 1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）

2 地方税法施行規則附則第七条第十項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において地方税法附則第十五条の九の二第一項に規定する耐震改修が行われたこと及び当該住宅が同項に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式により証する書類とする。

附則（平成十八年国土交通省告示第四百六十六号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

耐震リフォーム

バリアフリー  
リフォーム

省エネルギー  
リフォーム

同居対応  
リフォーム

長期優良住宅化  
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の  
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の  
特例措置

不動産取得税の  
軽減措置

# 耐震リフォーム

附 則（平成二十二年国土交通省告示第二百七十四号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第三百三十二号）

1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 地方税法施行規則附則第七条第六項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十六年国土交通省告示第四百四十五号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第二百八十三号）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が完了した同項に規定する住宅については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年国土交通省告示第五百五十三号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年国土交通省告示第四百八十八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

※住宅耐震改修証明申請書は P.8 をご覧下さい。

※増改築等工事証明書本体は P.19 をご覧下さい。

平成18年 国土交通省告示第185号

耐震

住宅ローン減税

所得税

投資型・住宅ローン減税

固定資産税

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第八条第三項第一号の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

平成十八年一月二十五日

国土交通大臣 北側一雄

建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第二項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。

附 則

1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

2 平成七年建設省告示第二千九十号は、廃止する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第千六十一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第七条の七の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣 太田昭宏

地方税法施行規則第七条の七に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の二十七の二第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した耐震基準不適合既存住宅（同項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下同じ。）であってその取得の日以後に同項に規定する耐震改修が行われたもの（以下「耐震改修住宅」という。）が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十七条の十八第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が平成十七年国土交通省告示第三百八十五号別表の書式により証する書類（当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日以後六月以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限る。）
- 二 耐震改修住宅について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し（当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日以後六月以内に評価されたもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2—1の1—1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）
- 三 耐震改修住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約（次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約であって、当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日以後六月以内に締結されたものに限る。）が締結されていることを証する書類
  - イ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。
  - ロ 既存住宅の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に隠れた瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。以下同じ。）がある場合において、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に掲げる損害を填補するものであること。
    - （1）宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第三項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任（既存住宅の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害
    - （2）宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（既存住宅の構造耐力上主要な部分に隠れた瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。